

第 8 期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定

1. 計画の位置づけ

- ・平成 12 年の介護保険制度導入以降、3 年に 1 度見直しを行い、今回が 7 度目の見直し
- ・老人福祉法（第 20 条の 8）、介護保険法（第 117 条）に基づき、市町村が策定する計画
- ・高齢者福祉事業及び介護保険事業の供給目標や供給量確保のための方策、供給体制、その他必要な項目を定める。
- ・介護保険事業計画においては、サービスの利用見込みを踏まえて保険料を設定することが必要

2. 計画策定の進め方

- ・「介護保険運営協議会」「作業部会」「プロジェクト会議」を設置する。
- ・市民福祉部介護保険課に事務局を設置し、計画策定に関する各種資料の作成など、進行管理を行う。

3. 概要

（1）介護保険運営協議会

医療及び福祉の事業を代表する者、介護保険の被保険者を代表する者、その他識見を有する者で構成する組織で、市長から計画策定の諮問を受け、専門的見地から計画案を検討し、市長に答申する。

（2）作業部会

高齢者の保健・福祉事業や生きがいづくりに関する活動に従事する者や、家族介護の経験者で構成する組織により、保健・医療・福祉・介護・生きがいづくりなどの事業活動の現状について 2 つの分科会に分かれ意見交換を行い、計画案に向けた課題や方向性を検討する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 高齢者保健福祉（保健・医療・福祉・介護・生きがいづくり）分科会② 介護保険（居宅サービス・施設サービス）分科会 |
|--|

（3）プロジェクト会議

市民福祉部内の課で構成する組織で、高齢者の保健・医療・福祉・介護・生きがいづくりなどの事業活動の主管課として、現状把握の各種調査に協力するとともに、本計画に記載する事業活動について検討・調整・意見交換を行う。

（4）アンケート調査の実施（R1 年度実施済み）

被保険者から、健康状態や高齢者保健福祉施策の方向性についての考え方を伺い、計画策定の基礎資料とするアンケートを行う。

また、介護保険サービス事業者にアンケート調査を実施し、サービスの提供状況や今後の事業展開についての考え方を伺う。

（5）パブリックコメントの実施

計画案を広く市民に公開し、意見・要望を募るためのパブリックコメントを実施する。